

物品購入等契約に係る取引停止措置等の公表

取引停止措置業者一覧

「国立大学法人浜松医科大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項」により、取引停止措置を行った業者は次のとおりです。

取引停止措置業者名	所在地	取引停止期間	取引停止理由
協和医科器械株式会社	静岡県静岡市駿河区池田 156-2	平成30年12月1日から 平成30年12月31日まで	「国立大学法人浜松医科大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項」第3条 別表 6に基づき、本学の契約相手方として不適當であると認められるため。